

証券コード 7610
平成23年5月6日

株 主 各 位

岡山市北区今村650番111
(東京本部:東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルA館8階)

株式会社テイツー

代表取締役社長 大橋 康宏

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

先般の東日本大震災により、被災されました皆様にご心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年5月24日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成23年5月25日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第21期(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
第6号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.tay2.co.jp/)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成22年3月1日から  
平成23年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、マクロ指標で回復の兆候がみられるとされたものの、エコカー補助金支給の終了、エコポイント制度の縮小など政府の経済対策の変更により、生産・消費両面で停滞感が強まっております。当社グループの属する小売サービス業におきましても、雇用不安や所得の伸び悩みなどから消費マインドはさらに冷え込み、業種業態を超えた競争の激化も相まって厳しい経営環境が続いております。

こうした経営環境の下、当連結会計年度の連結売上高は396億8千9百万円（前期比5.0%減）、連結営業利益は8億9千2百万円（前期比26.0%減）、連結経常利益は8億7千万円（前期比22.6%減）となりました。また、前期にあった子会社合併に伴う被合併会社の繰越欠損金を引継ぐことによる税額の減少及び税効果会計等の影響の反動もあり、連結当期純利益は3億8千7百万円（前期比47.7%減）となりました。

#### 【古本市場事業の概況】

古本市場事業におきましては、一部の店舗において大規模な店舗改装を行うなど店舗競争力の強化に努めてまいりました。また、新規出店といたしまして、古本市場名谷駅前店（兵庫県）、古本市場庄内店（大阪府）、古本市場梅島駅前店（東京都）、古本市場柏豊四季店（千葉県）、古本市場緑橋店（大阪府）の出店を行いました。

しかしながら、新品ゲームの売上が前期に及ばなかったことに加え、新店出店による初期費用発生等により、当連結会計年度における古本市場事業の売上高は366億6千1百万円（前期比5.3%減）、営業利益は17億8千6百万円（前期比17.3%減）となりました。

#### 【アイ・カフェ事業の概況】

アイ・カフェ事業におきましては、有料コンテンツの料金を店舗利用料と一緒に支払うことができるネットカフェ決済システム「Chariot（チャリオット）」を直営店全店に導入するなど、顧客サービスの強化に取組みました。

しかしながら、個人消費低迷の影響で客数の維持が難しい状況が続いたことから、当連結会計年度におけるアイ・カフェ事業の売上高は25

億3千4百万円（前期比5.3%減）となりました。一方、利益の面では業務の効率化により人件費等のコントロールに努めた結果、営業利益は6千2百万円（前期比78.8%増）と黒字で推移いたしました。

【E C事業の概況】

E C事業におきましては、新品ゲーム予約でのポイント2倍還元や期間限定の特価販売など各種販促活動の実施による売上拡大を図ったほか、マーケットプレイスでの販売強化に努めてまいりました。こうした取組みにより当期連結会計年度におけるE C事業の売上高は5億5千7百万円（前期比21.0%増）、営業利益は4千1百万円（前期は営業損失2千8百万円）と黒字転換いたしました。

事業別売上高

| 事業別／期別                     |         | 第 20 期<br>(平成22年 2 月期) |           | 第 21 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成23年 2 月期) |           | 増 減 率     |
|----------------------------|---------|------------------------|-----------|-------------------------------------|-----------|-----------|
|                            |         | 金額                     | 構成比       | 金額                                  | 構成比       |           |
| リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>品 | 本       | 千円<br>4,637,529        | %<br>11.1 | 千円<br>4,596,701                     | %<br>11.6 | %<br>△0.9 |
|                            | ゲーム     | 8,398,142              | 20.1      | 7,959,373                           | 20.1      | △5.2      |
|                            | C D     | 642,783                | 1.6       | 639,290                             | 1.6       | △0.5      |
|                            | ビデオ・DVD | 801,213                | 1.9       | 748,170                             | 1.9       | △6.6      |
|                            | 古着      | 29,203                 | 0.1       | 4,813                               | 0.0       | △83.5     |
|                            | その他     | 20,287                 | 0.0       | 15,091                              | 0.0       | △25.6     |
|                            | 計       | 14,529,160             | 34.8      | 13,963,440                          | 35.2      | △3.9      |
| 新<br>品                     | 本       | 681,589                | 1.7       | 670,326                             | 1.7       | △1.7      |
|                            | ゲーム     | 20,942,517             | 50.2      | 19,509,537                          | 49.2      | △6.8      |
|                            | C D     | 978,126                | 2.3       | 862,246                             | 2.2       | △11.8     |
|                            | ビデオ・DVD | 837,063                | 2.0       | 880,368                             | 2.2       | 5.2       |
|                            | その他の    | 53,424                 | 0.1       | 52,088                              | 0.1       | △2.5      |
|                            | 計       | 23,492,720             | 56.3      | 21,974,568                          | 55.4      | △6.5      |
|                            | レンタル    | 128,091                | 0.3       | 109,437                             | 0.3       | △14.6     |
|                            | 業務提携    | 35,828                 | 0.1       | 27,325                              | 0.1       | △23.7     |
|                            | その他     | 508,903                | 1.2       | 584,852                             | 1.4       | 14.9      |
| 古本市場事業                     |         | 38,694,704             | 92.7      | 36,659,624                          | 92.4      | △5.3      |
| アイ・カフェ事業                   |         | 2,658,518              | 6.3       | 2,524,744                           | 6.3       | △5.0      |
| E C 事業                     |         | 407,321                | 1.0       | 505,309                             | 1.3       | 24.1      |
| 合 計                        |         | 41,760,544             | 100.0     | 39,689,677                          | 100.0     | △5.0      |

(注) 上記の事業別売上高は、事業間の売上高を控除して記載しております。なお、事業間の売上高の控除を行わない場合は、古本市場事業売上高366億6千1百万円、アイ・カフェ事業売上高25億3千4百万円、E C事業売上高5億5千7百万円となります。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度における設備投資の総額は4億2千5百万円であり、主として新規出店に伴う設備投資、システム投資であります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分/期別           | 第 18 期<br>(平成20年2月期) | 第 19 期<br>(平成21年2月期) | 第 20 期<br>(平成22年2月期) | 第 21 期<br>(当連結会計年度<br>(平成23年2月期)) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 45,568,221           | 41,593,528           | 41,760,544           | 39,689,677                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 1,413,160            | 845,146              | 1,124,994            | 870,738                           |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 634,999              | 138,133              | 741,344              | 387,578                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 1,248                | 274                  | 1,450                | 748                               |
| 総 資 産 (千円)      | 11,381,341           | 11,326,253           | 11,335,269           | 11,323,558                        |
| 純 資 産 (千円)      | 4,769,608            | 4,702,561            | 5,318,894            | 5,534,614                         |
| 1株当たり純資産 (円)    | 9,015                | 9,034                | 10,048               | 10,478                            |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 40.1                 | 40.0                 | 46.0                 | 47.9                              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、新株予約権及び少数株主持分を控除した純資産額により算出しております。
3. 自己資本比率は、新株予約権及び少数株主持分を控除した純資産額により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金        | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                                                                                |
|---------------|------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インターネットピア株式会社 | 389,850 千円 | 47.9%    | インターネットカフェ及びインターネット環境施設向け店舗運営管理システムの販売、コンテンツメーカー向けWeb課金・決済システムの販売、同システムを導入する加盟店の店舗運営並びに店舗企画から構築までのサポート |

(注) 当社グループにおける連結子会社インターネットピア株式会社の位置付けを見直した結果、同社取締役役に就任しておりました当社取締役2名が、任期満了の平成23年3月29日をもって、同社取締役役を退任いたしました。  
これにより、同社の財務及び事業の方針の決定を支配しないこととなるため、第22期(平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)に、連結の範囲から除外することとなります。

### (4) 対処すべき課題

当社は、中期的な成長戦略として「人財育成と生産性の向上」、「中核事業の再構築」、「新規事業・新規市場の創出」の3つの基本的な方向性を基軸としております。

企業の成長は人の成長という認識の下、社員の能力開発支援、教育研修プログラムの充実を図ると同時に、仕事の改善を意識する評価基準の導入やパート・アルバイトの能力向上と社員の適正な配置等により生産性向上を進めてまいります。

この人財育成を土台として、中核事業の再構築を行ってまいります。具体的には商材別、店舗別の損益管理レベルの向上を図ると同時に、今までの出店戦略を見直し、新たな収益モデルの開発を行ってまいります。加えて、EC売上高の拡大を目指すべく、販売システムと物流システムの改善を行います。

また、当社は中期的な成長のために新規事業、新規市場の創出が不可欠であると認識しております。現在当社が運営している業態・商材と相乗効果を産み出せる新規事業の可能性を検討し、今後の当社の成長を実現してまいります。

古本市場店舗運営に関しましては、当社の強みであるリサイクル品の取扱いを強化し、買取・販売の強化、在庫水準の適正化を図ることにより利益率の向上を図ってまいります。また、各商材別の業界の動き及びトレンドの変化、お客様の動向を素早く店舗運営に反映し、売上及び利益の最大化を目指してまいります。加えて、顧客情報システムを最大限に活用し、

顧客利便性向上及び利益改善を図ってまいります。

また、古本市場オンラインサイトの知名度向上及び他のサイトとのライアンスなどにより、古本市場オンラインサイトへのアクセス数を増加させることで、売上高の拡大を図るとともに、ECシステムをさらに向上させたシステムの整備を行い、他のECサイトとの差別化を図ってまいります。これらに加え、物流費用等を含めたコスト管理を徹底することにより、収益性の向上に努めてまいります。

なお、出店戦略に関しまして収益性を最重視する厳選出店を行うと同時に、新規出店と並行してスクラップ&ビルドを進め、店舗競争力の強化を図ってまいります。さらに、「リユース」や「小売」といったキーワードに基づき、より多くのおお客様の満足を創るために新業態・新商品の開発を進めてまいります。

インターネット・コミック・カフェの運営に関しましては、『アイ・カフェ』ブランドの向上に努めて、スタッフのさらなる接客レベルの向上や提供する各種コンテンツ・サービスの充実を図ると同時に、店舗運営におけるコスト管理の徹底を行い、利益確保に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成23年2月28日現在）

当社グループ会社における事業の種類別セグメント及び事業内容等

| 事業区分     | 事業内容                                                                                                                  | 主要な会社   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 古本市場事業   | 店頭での古本の買取・販売及び新刊本の販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、ビデオソフト、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート | 当社      |
| アイ・カフェ事業 | 飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート                                                            | 当社      |
|          | インターネットカフェ及びインターネット環境施設向け店舗運営管理システムの販売、コンテンツメーカー向けWeb課金・決済システムの販売、同システムを導入する加盟店の店舗運営並びに店舗企画から構築までのサポート                | インターピア㈱ |
| EC事業     | インターネットによる古本の買取・販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、ビデオソフト、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売                                      | 当社      |

(6) 主要な事業所 (平成23年2月28日現在)

① 本社・本部

|            |      |          |
|------------|------|----------|
| 株式会社 ティーツー | 本社   | 岡山県岡山市北区 |
|            | 東京本部 | 東京都港区    |
| インターピア株式会社 | 本社   | 東京都渋谷区   |

② 店舗の状況

|                                  | 第20期末 | 出店 | 退店 | 業態変更 | 第21期末<br>(当期末) | 増減 |
|----------------------------------|-------|----|----|------|----------------|----|
|                                  | 店     | 店  | 店  | 店    | 店              | 店  |
| 古本市場 直営店舗                        | 95    | 5  | －  | 2    | 102            | +7 |
| 古本市場 業務提携・FC店舗                   | 15    | －  | －  | △2   | 13             | △2 |
| ブック・スクウェア 直営店舗                   | 4     | －  | －  | －    | 4              | 0  |
| Don Don Down on Wednesday 当社直営店舗 | 1     | －  | △1 | －    | 0              | △1 |
| Family Mart 当社直営店舗               | 3     | －  | △1 | －    | 2              | △1 |
| アイ・カフェ 直営店舗                      | 17    | －  | △1 | －    | 16             | △1 |
| アイ・カフェ FC店舗                      | 15    | －  | △1 | －    | 14             | △1 |
| 合計                               | 150   | 5  | △4 | 0    | 151            | +1 |

(7) 使用人の状況（平成23年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 従業員数 | 前期末比増減 |
|----------|------|--------|
| 古本市場事業   | 400名 | +7名    |
| アイ・カフェ事業 | 62   | △5     |
| E C 事業   | 14   | △4     |
| 合計       | 476  | △2     |

② 当社の使用人の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 450名 | △2名    | 33.2歳 | 5.9年   |

(注) 従業員数には、パートタイマー・アルバイト641名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年2月28日現在）

| 借入先           | 借入金残高     |
|---------------|-----------|
| 株式会社山陰合同銀行    | 750,655千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 369,086   |
| 株式会社中国銀行      | 391,345   |
| 株式会社みずほ銀行     | 326,785   |
| 株式会社トマト銀行     | 147,440   |
| 住友信託銀行株式会社    | 94,280    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成23年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,000,000株
- ② 発行済株式の総数 517,748株（自己株式33,652株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 5,923名
- ④ 上位10名の株主

| 株 主 名                 | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------|----------|---------|
| 株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション | 110,637株 | 21.3%   |
| カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 | 77,601株  | 14.9%   |
| 株式会社山陰合同銀行            | 21,000株  | 4.0%    |
| ティーツー従業員持株会           | 17,324株  | 3.3%    |
| 大 橋 康 宏               | 11,015株  | 2.1%    |
| 株式会社中国銀行              | 11,000株  | 2.1%    |
| 株式会社みずほ銀行             | 10,000株  | 1.9%    |
| 東京海上日動火災保険株式会社        | 10,000株  | 1.9%    |
| 株式会社トマト銀行             | 8,000株   | 1.5%    |
| 株式会社アイシーピー            | 7,300株   | 1.4%    |

- (注) 1. 当社は自己株式(33,652株)を保有しておりますが、表記しておりません。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年2月28日現在）

| 回次               | 第6回新株予約権                 | 第7回新株予約権                 |
|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 株主総会決議日          | 平成19年5月28日               | 平成20年5月27日               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                     | 普通株式                     |
| 新株予約権の数          | 5,000個                   | 4,670個                   |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 5,000株<br>(新株予約権1個につき1株) | 4,670株<br>(新株予約権1個につき1株) |
| 新株予約権の払込金額       | 無償                       | 無償                       |

| 回次                          | 第6回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 第7回新株予約権                                                                                                         |                                                                                                                  |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      | 1個当たり<br>9,050円<br>(1株当たり9,050円)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1個当たり<br>7,898円<br>(1株当たり7,898円)                                                                                 |                                                                                                                  |
| 権利行使期間                      | 平成21年6月1日から<br>平成23年5月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成22年6月1日から<br>平成24年5月31日まで                                                                                      |                                                                                                                  |
| 行使の条件                       | <p>対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。</p> <p>その他の条件については、第6回新株予約権については平成19年5月28日開催の第17期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、第7回新株予約権については平成20年5月27日開催の第18期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> |                                                                                                                  |                                                                                                                  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 3,300個</li> <li>・目的となる株式数： 3,300株</li> <li>・保有者数： 5人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 3,600個</li> <li>・目的となる株式数： 3,600株</li> <li>・保有者数： 5人</li> </ul> |
|                             | 社外取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 600個</li> <li>・目的となる株式数： 600株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 400個</li> <li>・目的となる株式数： 400株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     |
|                             | 監査役<br>(社外監査役を除く)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 300個</li> <li>・目的となる株式数： 300株</li> <li>・保有者数： 1人</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 70個</li> <li>・目的となる株式数： 70株</li> <li>・保有者数： 1人</li> </ul>       |
|                             | 社外監査役                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 800個</li> <li>・目的となる株式数： 800株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 600個</li> <li>・目的となる株式数： 600株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     |

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成23年2月28日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|-----------|---------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 大 橋 康 宏 | ＣＣＯ<br>インターピア株式会社取締役                        |
| 取締役副社長    | 堀 久 志   | 営業本部長兼商品企画部長                                |
| 常務取締役     | 片 山 靖 浩 | ＣＦＯ兼経理財務部長<br>インターピア株式会社取締役                 |
| 取 締 役     | 関 本 慎 治 | アイ・カフェ本部長兼経営企画部長<br>経営企画部・情報企画部・人事総務<br>部管掌 |
| 取 締 役     | 寺 田 勝 宏 | 営業副本部長兼店舗運営部長兼販売<br>促進部長                    |
| 取 締 役     | 安 田 育 生 | ピナクル株式会社代表取締役会長兼<br>社長兼ＣＥＯ                  |
| 取 締 役     | 吉 田 就 彦 | 株式会社ヒットコンテンツ研究所代<br>表取締役社長<br>有限会社ワイズハウス取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 武 田 由 隆 | インターピア株式会社監査役                               |
| 常 勤 監 査 役 | 西 川 豊   |                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 北 村 清 人 |                                             |
| 監 査 役     | 平 田 修   | 株式会社平田企業会計代表取締役<br>株式会社前原会計税務企画部長           |

- (注) 1. 取締役安田育生及び吉田就彦の各氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役武田由隆、西川豊及び平田修の各氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役平田修氏は、株式会社前原会計の税務企画部長であり、長年にわたり企業の会計・税務の指導を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 平成22年5月26日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、監査役岡本博之氏は辞任により退任いたしました。  
5. 当社は、取締役吉田就彦氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員      | 支給額            |
|--------------------|-----------|----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2) | 152百万円<br>(12) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(4)  | 31<br>(25)     |
| 合 計                | 12        | 183            |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として第6回新株予約権について平成19年5月28日開催の定時株主総会にて年額200百万円以内、第7回新株予約権について平成20年5月27日開催の定時株主総会にて年額11百万円以内を決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として第6回新株予約権について平成19年5月28日開催の定時株主総会にて年額5百万円以内、第7回新株予約権について平成20年5月27日開催の定時株主総会にて年額150万円以内を決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した25百万円(取締役22百万円(うち社外取締役0百万円)、監査役2百万円(うち社外監査役160万円))を含んでおります。
5. 支給額には、当事業年度のストックオプションによる報酬額として費用処理した60万円(取締役50万円(うち社外取締役5万円)、監査役10万円(うち社外監査役9万円))を含んでおります。
6. 上記には、平成22年5月26日の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(社外監査役1名)を含んでおります。
7. 上記のほか、平成22年5月26日開催の定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任監査役 1名 50万円

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役安田育生氏は、ピナクル株式会社の代表取締役会長兼社長兼CEOを兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関

係はありません。

- ・取締役吉田就彦氏は、株式会社ヒットコンテンツ研究所の代表取締役社長並びに有限会社ワイズハウスの取締役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役武田由隆氏は、インターピア株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当該会社は当社の子会社であります。
- ・監査役平田修氏は、株式会社平田企業会計の代表取締役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平田修氏は、株式会社前原会計の税務企画部長を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（20回開催） |        | 監査役会（15回開催） |        |
|---------|-------------|--------|-------------|--------|
|         | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役安田育生 | 20回         | 100.0% | —           | —      |
| 取締役吉田就彦 | 20          | 100.0  | —           | —      |
| 監査役武田由隆 | 20          | 100.0  | 15回         | 100.0% |
| 監査役西川豊  | 20          | 100.0  | 15          | 100.0  |
| 監査役平田修  | 20          | 100.0  | 15          | 100.0  |

- ・取締役会における社外役員の発言状況

各社外役員は、当事業年度開催の取締役会に出席し、主に経営監督並びに資本市場におけるあるべきコーポレートガバナンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明を行っております。

- ・監査役会における社外監査役の発言状況

各社外監査役は、当事業年度開催の監査役会に出席し、議案審議及び監査に関する重要事項の協議等に必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支 払 額 |
|---------------------------------|-------|
| 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬    | 38百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42    |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

「使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- ① 代表取締役社長はコンプライアンスについて、繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、行動規範を基に法令遵守の周知徹底を図っている。
- ② コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）を選定するとともに、各本部にコンプライアンス責任者を任命する。各本部のコンプライアンス責任者は各本部における関連法令等の遵守状況のチェックを定期的に行う。なお、上位組織に本部が存在しない場合は、部を管掌する取締役をコンプライアンス責任者とする。
- ③ ＣＣＯは、日頃から監査役と連携のうえ、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ④ 役員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、社内関連部署に報告するとともに直接ＣＣＯに報告するものとする。報告・相談を受けたＣＣＯは内容を調査し、従業員の法令・定款違反行為については、人事担当部門長に成長戦略会議への処分答申を指示し、役員の場合は、取締役会に具体的な処分を答申する。また、「コンプライアンス・ホットライン規程」を制定し、業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能を設けることにより、迅速かつ効果的に不正行為等の防止または早期発見と是正対応を行い、コンプライアンスの強化を目指す。
- ⑤ 取締役会の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在任するようにする。

「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理につき、取締役会および監査役会の承認する文書管理規程に従い、職務執行にかかる情報を文書または電磁情報により電磁的に記録し、保存する。取締役および監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク対応マニュアルおよび緊急連絡体制により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、全社のリスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。その上で、重大なリスクや不備に対しては、取締役会の責任において速やかに是正措置を命じ、再発防止に努める。また、情報システム業務管理規程、情報システム開発および変更管理規程、情報システム運用管理規程、情報セキュリティー管理規程を定め、情報資産を守るための方針および行動規範を明確化する。

### 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

効率的な運営体制を確保するため、「職務分掌・権限規程」により、各部門の業務執行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」および「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。また、各部門において期初の各部業務基本方針に基づく目標の周知を行わせ、その達成度合を継続的に監督する。

### 「株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、ＣＣＯはこれらを横断的に推進し、管理する。

また、当社子会社においては、当社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、ＣＣＯと定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題把握に努める。

### 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」

監査役職務を補助する組織を、人事総務部とし、人事総務部員の中から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役または監査役会は直接監査役職務を補助する者を雇用または契約できることとする。

### 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」

補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

### 「取締役および使用人が監査役(または監査役会)に報告をするための体制その他の監査役(または監査役会)への報告に関する体制」

取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社グループに関する重要事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 法令・定款違反事項
- ④ 毎月の経営状況として重要な事項



- ⑤ 内部監査部による監査結果
- ⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社グループの事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

#### 「その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

業務監査面においては、常勤監査役は、稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べる事が可能な体制とする。

#### 「反社会的勢力排除に向けた体制」

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、人事総務部を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強めていく。

#### 「財務報告の適正性を確保するための体制」

財務報告の適正性を確保するために、代表取締役社長の指示のもとに、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な見直しを行っている。

### (6) 会社の支配に関する基本方針

1. 財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、古本市場事業、アイ・カフェ事業、E C事業の各事業セグメントを通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、行動指針「テイターの七感」の実践によりすべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社グループの経営理念の実践を前提として、当社グループは、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社グループの主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフランチャイジーとの一体感を醸成することで、より一層のお客様の満足度を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができるものと考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらしめるとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策について)の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

4. 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

- ①当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成20年5月27日開催）において決議されましたが、平成22年開催の定時株主総会終結時まで満了を迎えたため、承継・更新することとし、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成22年5月26日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成24年開催予定の定時株主総会終結時までとしております。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。

したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映され、株主の皆様が当社グループの主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

- ②当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点

において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性がありますが、それ以外の株主の皆様の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

③当該取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年 2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,149,398	流動負債	3,627,116
現金及び預金	1,576,249	買掛金	1,480,385
売掛金	420,799	1年内返済予定長期借入金	725,753
商品	3,506,284	リース債務	182,555
繰延税金資産	217,660	未払金	384,005
その他	428,681	未払法人税等	265,850
貸倒引当金	△275	賞与引当金	87,350
固定資産	5,174,159	ポイント引当金	278,370
有形固定資産	1,897,915	その他	222,845
建物及び構築物	1,064,792	固定負債	2,161,826
車両運搬具	123	長期借入金	1,353,838
器具及び備品	150,520	リース債務	346,123
土地	242,279	退職給付引当金	228,126
リース資産	440,199	役員退職慰労引当金	170,567
無形固定資産	278,617	その他	63,171
ソフトウェア	265,797	負債合計	5,788,943
その他	12,820	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,997,626	株主資本	5,426,930
投資有価証券	79,461	資本金	1,165,507
長期貸付金	412,352	資本剰余金	1,119,796
繰延税金資産	788,134	利益剰余金	3,390,825
差入保証金	1,598,535	自己株式	△249,199
その他	121,156	評価・換算差額等	△1,551
貸倒引当金	△2,014	その他有価証券評価差額金	△2,394
資産合計	11,323,558	為替換算調整勘定	843
		新株予約権	28,498
		少数株主持分	80,738
		純資産合計	5,534,614
		負債純資産合計	11,323,558

連結損益計算書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

科	目	金 額	
売	上		39,689,677
売	上		29,500,388
売	上		10,189,288
販	費 及 び 一 般 管 理 費		9,296,809
営	業 外 利 益		892,479
受	取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6,102	
受	取 賃 貸 料	37,474	
そ	の 他	25,314	68,891
営	業 外 費 用		
支	払 利 息	51,088	
不	動 産 賃 貸 費 用	32,559	
持	分 法 に よ る 投 資 損 失	6,963	
そ	の 他	21	90,632
経	常 利 益		870,738
特	別 利 益		
貸	倒 引 当 金 戻 入 額	12,118	
固	定 資 産 売 却 益	3,159	
新	株 予 約 権 戻 入 益	281	15,558
特	別 損 失		
固	定 資 産 除 却 損	15,866	
減	損 損 失	97,469	
店	舗 閉 鎖 損 失	3,431	
事	務 所 移 転 費 用	31,158	147,926
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		738,370
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	382,883	
法	人 税 等 調 整 額	△31,324	351,558
少	数 株 主 損 失		△766
当	期 純 利 益		387,578

連結株主資本等変動計算書

（平成22年 3月 1日から）
（平成23年 2月 28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年2月28日残高	1,165,507	1,119,796	3,169,049	△244,662	5,209,690
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△165,802	-	△165,802
当 期 純 利 益	-	-	387,578	-	387,578
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△4,536	△4,536
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	221,775	△4,536	217,239
平成23年2月28日残高	1,165,507	1,119,796	3,390,825	△249,199	5,426,930

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成22年2月28日残高	△798	843	27,654	81,505	5,318,894
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△165,802
当 期 純 利 益	-	-	-	-	387,578
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△4,536
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,596	-	843	△766	△1,519
連結会計年度中の変動額合計	△1,596	-	843	△766	215,719
平成23年2月28日残高	△2,394	843	28,498	80,738	5,534,614

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ① 連結子会社の数 1社
- ② 連結子会社の名称 インターピア株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の名称 民法上の任意組合テイツー “もったいない” ファンド
- ② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ① 持分法適用の非連結子会社の数 1社
- ② 持分法適用の非連結子会社の名称 民法上の任意組合テイツー “もったいない” ファンド

(2) 持分法を適用した関連会社の状況

- ① 持分法適用の関連会社の数 3社
- ② 関連会社の名称 有限会社アゲイン
株式会社トップブックス
NECCA PTE. LTD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社インターピア株式会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

3,078,748千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
東北圏	アイ・カフェ店舗1店舗	建物及び構築物、器具及び備品、リース資産、その他（投資その他の資産）
関東圏	古本市場店舗3店舗	建物及び構築物、器具及び備品、リース資産、その他（投資その他の資産）
中部圏	ブック・スクウェア店舗1店舗	器具及び備品、リース資産
	ギガメディア店舗1店舗	器具及び備品、リース資産
近畿圏	アイ・カフェ店舗1店舗	器具及び備品
中国圏	古本市場店舗4店舗	建物及び構築物、器具及び備品、リース資産
	アイ・カフェ店舗1店舗	リース資産

当社グループは、独立採算管理が可能である店舗又は事業所ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失（97,469千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物48,630千円、器具及び備品13,996千円、リース資産32,849千円、その他（投資その他の資産）1,993千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

2. 事務所移転費用

東京本部の移転を決定したことに伴う賃貸借契約の解約による違約金等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

551,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月26日 定時株主総会	普通株式	88,140	170	平成22年2月28日	平成22年5月27日
平成22年10月12日 取締役会	普通株式	77,662	150	平成22年8月31日	平成22年11月8日
計	-	165,802	-	-	-

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に属するもの

平成23年5月25日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

- ① 配当金の総額 56,952千円
- ② 1株当たり配当額 110円
- ③ 基準日 平成23年2月28日
- ④ 効力発生日 平成23年5月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式

18,640株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行からの借入等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主にクレジット会社等に対するものであり、信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金及び差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、主に1ヶ月以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

長期借入金及びリース債務は、金利の変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当企業グループは、営業債権等について債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握とリスクの軽減を図っております。長期貸付金及び差入保証金については、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握し、定期的にモニタリングを行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）の管理

当企業グループは、各社の管理部門において適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,576,249	1,576,249	—
②売掛金	420,799		
貸倒引当金	△275		
	420,523	420,523	—
③投資有価証券	28,784	28,784	—
④長期貸付金※1	477,515	498,466	20,951
⑤差入保証金	1,549,007	1,289,464	△259,542
⑥買掛金	(1,480,385)	(1,480,385)	—
⑦未払金	(384,005)	(384,005)	—
⑧未払法人税等	(265,850)	(265,850)	—
⑨リース債務※2	(528,679)	(533,466)	△4,787
⑩長期借入金※3	(2,079,591)	(2,069,788)	9,802

※1. 1年以内に入金予定の長期貸付金を含んでおります。

※2. 1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

※3. 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※4. 負債で計上しているものについては、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

①現金及び預金並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっております。

④長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑤差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積りをした差入保証金の返還予定時期に基づき、無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

⑥買掛金、⑦未払金並びに⑧未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨リース債務及び⑩長期借入金

固定金利によるリース債務及び長期借入金につきましては、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額50,677千円）及び差入保証金（連結貸借対照表計上額49,528千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」、「⑤差入保証金」ともに含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	617,975千円
未払事業税	22,352千円
賞与引当金	35,324千円
ポイント引当金	111,093千円
退職給付引当金	92,254千円
役員退職慰労引当金	68,977千円
税務上の繰越欠損金	23,500千円
その他	89,777千円
繰延税金資産小計	1,061,257千円
評価性引当額	△55,462千円
繰延税金資産合計	1,005,794千円

繰延税金資産合計は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	217,660千円
固定資産－繰延税金資産	788,134千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	7.3%
繰延税金資産に係る評価性引当	△0.5%
持分法による投資損失	△0.3%
未実現利益	0.2%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.6%

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△287,276千円
未認識数理計算上の差異	59,149千円
退職給付引当金	<u>△228,126千円</u>

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	28,998千円
利息費用	4,304千円
数理計算上の差異の費用処理額	4,854千円
退職給付費用	<u>38,156千円</u>

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	5年

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	10,478円80銭
2. 1株当たり当期純利益	748円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 重要な連結範囲の変更

当社グループにおける連結子会社インターピア株式会社の位置付けを見直した結果、同社取締役役に就任しておりました当社取締役2名が、任期満了の平成23年3月29日をもって、同社取締役を退任いたしました。

これにより、同社の財務及び事業の方針の決定を支配しないこととなるため、第22期(平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)に、連結の範囲から除外することとなります。

2. 東日本大震災による影響について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による人的被害及び主要な店舗設備への重大な被害はありません。また、一部の店舗で営業停止の措置をとっておりましたが、現在は営業を再開しております。なお、この震災に伴う計画停電の実施等が、今後当社グループの営業活動に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点では財政状態及び経営成績に与える影響額についての算定は困難であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年4月11日

株式会社 ティーツー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹井和廣 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐光康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーツー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第21期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年4月14日

株 式 会 社 テ イ ツ ー 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役）武 田 由 隆 ㊞

常勤監査役（社外監査役）西 川 豊 ㊞

常 勤 監 査 役 北 村 清 人 ㊞

社 外 監 査 役 平 田 修 ㊞

貸借対照表

(平成23年 2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,962,856	流動負債	3,578,904
現金及び預金	1,452,226	買掛金	1,438,686
売掛金	365,653	1年内返済予定長期借入金	725,753
商品	3,502,924	リース債務	182,278
貯蔵品	35,291	未払金	380,857
前払費用	243,472	未払消費税等	48,095
繰延税金資産	217,660	未払費用	146,163
未収入金	77,178	未払法人税等	265,850
その他	68,448	賞与引当金	87,350
固定資産	5,294,768	ポイント引当金	278,370
有形固定資産	1,893,284	設備未払金	1,722
建物	939,077	その他	23,776
構築物	123,471	固定負債	2,159,591
車両運搬具	123	長期借入金	1,353,838
器具及び備品	148,746	リース債務	345,768
土地	242,279	退職給付引当金	228,126
リース資産	439,585	役員退職慰労引当金	170,567
無形固定資産	278,281	その他	61,291
ソフトウェア	265,658	負債合計	5,738,496
電話加入権	12,601	(純資産の部)	
その他	21	株主資本	5,493,024
投資その他の資産	3,123,203	資本金	1,165,507
投資有価証券	37,437	資本剰余金	1,119,796
関係会社株式	159,705	資本準備金	1,119,796
長期貸付金	412,352	利益剰余金	3,456,920
長期前払費用	121,810	利益準備金	16,117
繰延税金資産	788,134	その他利益剰余金	3,440,802
差入保証金	1,581,576	別途積立金	2,940,000
その他	22,185	繰越利益剰余金	500,802
資産合計	11,257,624	自己株式	△249,199
		評価・換算差額等	△2,394
		その他有価証券評価差額金	△2,394
		新株予約権	28,498
		純資産合計	5,519,128
		負債純資産合計	11,257,624

損 益 計 算 書

（平成22年 3月 1日から
平成23年 2月 28日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		38,897,966
売 上 原 価		28,933,983
売 上 総 利 益		9,963,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,069,634
営 業 業 外 収 益		894,347
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6,062	
受 取 賃 貸 料	37,474	
そ の 他	25,232	68,768
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,088	
不 動 産 賃 貸 費 用	32,559	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 他	958	
そ の 他	21	84,627
特 別 常 利 益		878,489
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	11,914	
固 定 資 産 売 却 益	3,159	
新 株 予 約 権 戻 入 益	281	15,354
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	16,111	
減 損	97,581	
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	3,214	
店 舗 閉 鎖 損 失	3,431	
事 務 所 移 転 費 用	31,158	151,497
税 引 前 当 期 純 利 益		742,346
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	382,593	
法 人 税 等 調 整 額	△31,324	351,268
当 期 純 利 益		391,077

株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成22年2月28日残高	1,165,507	1,119,796	16,117	2,340,000	875,527	△244,662	5,272,286
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	△165,802	-	△165,802
別途積立金の積立	-	-	-	600,000	△600,000	-	-
当期純利益	-	-	-	-	391,077	-	391,077
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△4,536	△4,536
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	600,000	△374,724	△4,536	220,738
平成23年2月28日残高	1,165,507	1,119,796	16,117	2,940,000	500,802	△249,199	5,493,024

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成22年2月28日残高	△798	27,654	5,299,142
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△165,802
別途積立金の積立	-	-	-
当期純利益	-	-	391,077
自己株式の取得	-	-	△4,536
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,596	843	△752
事業年度中の変動額合計	△1,596	843	219,986
平成23年2月28日残高	△2,394	28,498	5,519,128

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (3) たな卸資産
 - ① 商品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ② 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定率法
 - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 10～20年
 - 構築物 10～20年
 - 器具及び備品 5～10年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) ポイント引当金 将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見

(4) 退職給付引当金

込まれる金額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3,063,404千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権

2,063千円

(2) 短期金銭債務

10,544千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 10,592千円

仕入高 19,475千円

販売費及び一般管理費 100,844千円

営業取引以外の取引による取引高 2,490千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
東北圏	アイ・カフェ店舗1店舗	建物、構築物、器具及び備品、リース資産、長期前払費用
関東圏	古本市場店舗3店舗	建物、構築物、器具及び備品、リース資産、長期前払費用
中部圏	ブック・スクウェア店舗1店舗	器具及び備品、リース資産
	ギガメディア店舗1店舗	器具及び備品、リース資産
近畿圏	アイ・カフェ店舗1店舗	器具及び備品
中国圏	古本市場店舗4店舗	建物、構築物、器具及び備品、リース資産
	アイ・カフェ店舗1店舗	リース資産

当社は、独立採算管理が可能である店舗又は事業所ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失(97,581千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物45,793千円、構築物2,836千円、器具及び備品14,038千円、リース資産32,849千円、長期前払費用2,063千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

3. 事務所移転費用

東京本部の移転を決定したことに伴う賃貸借契約の解約による違約金等であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 33,652株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	614,098千円
未払事業税	22,352千円
賞与引当金	35,324千円
ポイント引当金	111,093千円
退職給付引当金	92,254千円
役員退職慰労引当金	68,977千円
その他	82,487千円
繰延税金資産小計	1,026,589千円
評価性引当額	△20,794千円
繰延税金資産合計	1,005,794千円

繰延税金資産合計は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	217,660千円
固定資産－繰延税金資産	788,134千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	7.3%
繰延税金資産に係る評価性引当	△0.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.3%

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	10,604円83銭
2. 1株当たり当期純利益	755円33銭

(重要な後発事象に関する注記)

東日本大震災による影響について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による人的被害及び主要な店舗設備への重大な被害はありません。また、一部の店舗で営業停止の措置をとっておりましたが、現在は営業を再開しております。なお、この震災に伴う計画停電の実施等が、今後当社の営業活動に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点では財政状態及び経営成績に与える影響額についての算定は困難であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年4月11日

株式会社 ティーツー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹井和廣 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐光康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役および内部監査部門その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年4月14日

株式会社 ティーツー 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 武田 由隆 ㊟
常勤監査役（社外監査役） 西川 豊 ㊟
常勤監査役 北村 清人 ㊟
社外監査役 平田 修 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目処として連結業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。

この基本方針並びに当期の業績、今後の事業展開等を慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、業務の一層の効率化を図るためのシステム開発や、人材育成といった社内体制の充実など、経営基盤の確立に充当する予定であります。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき110円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は56,952,280円であります。

なお、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき150円と合わせまして、1株につき260円であります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年5月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役大橋康宏氏、堀久志氏、関本慎治氏、安田育生氏、吉田就彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また取締役片山靖浩氏が本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	堀久志 (昭和35年11月10日生)	昭和59年3月 黒石㈱入社 平成5年5月 当社入社 平成8年3月 当社営業本部商品部長 平成8年11月 当社取締役営業本部商品部長 平成13年3月 当社常務取締役営業本部長兼商品企画部長 平成15年5月 ㈱ユーブック(現当社)取締役 平成16年3月 当社常務取締役古本市場カンパニーCEO兼商品企画部長 平成20年3月 当社取締役副社長兼営業本部長兼商品企画部長(現任)	6,374株
2	荒井薫 (昭和40年5月5日生)	昭和63年4月 労働省(現厚生労働省)入省 平成6年11月 監査法人三優会計社(現三優監査法人)入社 平成10年4月 公認会計士登録 平成11年8月 荒井公認会計士事務所設立(現任) 平成20年10月 テンプホールディングス㈱社外監査役(現任)	一株
3	関本慎治 (昭和39年7月11日生)	昭和62年3月 ダイキ㈱入社 平成10年10月 当社入社 平成14年3月 当社執行役員直営カンパニーCOO兼営業企画部長 平成16年3月 当社執行役員サービスカンパニーCEO兼人事総務部長 平成16年5月 当社取締役サービスカンパニーCEO兼人事総務部長兼社長室長 平成18年3月 当社取締役兼CIO兼サービスカンパニーCEO兼総務部長兼システム部長 平成18年5月 当社取締役COO兼CIO兼サービスカンパニーCEO兼総務部長兼システム部長 平成19年3月 当社取締役事業開発カンパニーCEO 平成19年3月 ㈱アイ・カフェ(現当社)代表取締役社長 平成20年3月 当社取締役事業開発本部長 平成22年12月 当社取締役アイ・カフェ本部長兼経営企画部長、経営企画部・情報企画部・人事総務部管掌(現任)	2,141株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	大橋 康 宏 (昭和32年3月1日生)	昭和56年4月 エイアイユーインシュアランスカンパニー入社 平成8年10月 当社入社 平成8年11月 当社取締役副社長 平成12年8月 ㈱ユーブック(現当社) 代表取締役社長 平成13年3月 当社代表取締役社長 平成13年5月 ㈱ユーブック(現当社) 取締役会長 平成16年10月 インターピア㈱取締役 平成16年12月 ㈱アイ・カフェ(現当社) 取締役 平成18年5月 ㈱アイ・カフェ(現当社) 代表取締役会長 平成19年3月 ㈱アイ・カフェ(現当社) 取締役 平成21年5月 当社代表取締役社長兼COO(現任)	11,015株
5	高橋 誉 則 (昭和48年6月25日生)	平成9年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱入社 平成18年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱執行役員人材本部長 平成20年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱執行役員社長室長 平成22年1月 ㈱トップカルチャー取締役(非常勤) 平成22年5月 ネットオフ㈱社外取締役(非常勤)(現任) 平成22年7月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱TSUTAYA事業本部事業統括部戦略アイテムユニット長(現任)	一株
6	大谷 真 樹 (昭和36年1月22日生)	平成9年7月 ㈱メディア・プランニング・エージェンシー代表取締役 平成12年1月 同社㈱インフォプラントに社名変更 平成19年7月 同社 ヤフーバリューインサイト㈱に社名変更 取締役会長 平成19年12月 同社取締役(非常勤) 平成20年3月 同社取締役(非常勤) 退任 平成20年4月 八戸大学客員教授 平成22年7月 八戸大学・八戸短期大学総合研究所 所長(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高橋誉則氏及び大谷真樹氏は、社外取締役候補者であります。

3. 高橋誉則氏及び大谷真樹氏を社外取締役候補者とした理由は、主に独立した立場から当社の経営に対し、その豊富な知識・経験等を取締役に反映し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくためであります。

4. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、高橋誉則氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は以下のとおりであります。

賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役西川豊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
西川 豊 (昭和12年3月15日生)	昭和31年4月 ㈱三和相互銀行(現㈱トマト銀行) 入行 平成6年6月 トマトサービス(㈱常務取締役 平成9年5月 当社監査役 平成9年7月 当社常勤監査役(現任) 平成12年8月 ㈱ユーブック (現当社) 監査役 平成16年2月 ㈱アイ・カフェ (現当社) 監査役 平成18年3月 インターピア(㈱)監査役	1,170株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西川豊氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西川豊氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネス経験及び当社でのこれまでの監査役としての経験を、当社監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
4. 西川豊氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	三優監査法人	
事務所	主たる事務所の所在場所 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15F	
沿 革	昭和61年10月	監査法人三優会社を設立
	昭和62年9月	大阪事務所 設置
	平成2年12月	福岡事務所 設置
	平成8年3月	三優監査法人に商号変更
	平成8年7月	名古屋事務所 設置
概 要	構成人員 社員（公認会計士） 20名 職員 143名 （公認会計士） （48名） （その他監査従事者） （72名） （その他職員） （23名） <hr/> 合計 163名（平成23年4月1日現在） 監査関与会社 162社（平成23年4月現在）	

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において報酬限度額を年額200百万円以内(ただし、使用人給分給与は含まない。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額300万円(うち社外取締役分20万円)の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すること、及びストックオプションとして発行される新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、取締役の員数は、第2号議案が原案どおり可決されますと7名(うち社外取締役2名)となります。

1. 特に有利な条件をもって取締役に対し新株予約権を発行する理由
当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進することを目的とし、職務執行の対価としてストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権割当ての対象者
割当日において当社に在任する取締役。
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式4,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりのの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株

式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権の数の上限

4,000個を上限とする。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

- ②割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- ③割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月1日から平成27年5月31日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社あるいは当社グループ会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
 - ②権利の質入れその他の処分及び相続は認めない。
 - ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約が株主総会で承認された場合、当社は当該承認決議のあった日において新株予約権の全部を取得することができる。
 - ②新株予約権の割当てを受ける者が、前記(6)に定める行使の条件に違反したことにより新株予約権の全部又は一部につき、権利を行使することができなくなった場合には、当該事由の発生した日において、新株予約権のうち権利を行使することができなくなった部分について無償で取得することができる。
 - ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。
- (8) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること、及びストックオプションとして発行される新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

割当日において当社に在職する従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式6,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権の数の上限

6,000個を上限とする。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行

使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

- ②割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- ③割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月1日から平成27年5月31日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、

権利行使時において当社あるいは当社グループ会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

- ②権利の質入れその他の処分及び相続は認めない。
- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約が株主総会で承認された場合、当社は当該承認決議のあった日において新株予約権の全部を取得することができる。
- ②新株予約権の割当てを受ける者が、前記(6)に定める行使の条件に違反したことにより新株予約権の全部又は一部につき、権利を行使することができなくなった場合には、当該事由の発生した日において、新株予約権のうち権利を行使することができなくなった部分について無償で取得することができる。
- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任されます片山靖浩氏及び任期満了により取締役を退任されます安田育生氏、吉田就彦氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その金額、時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

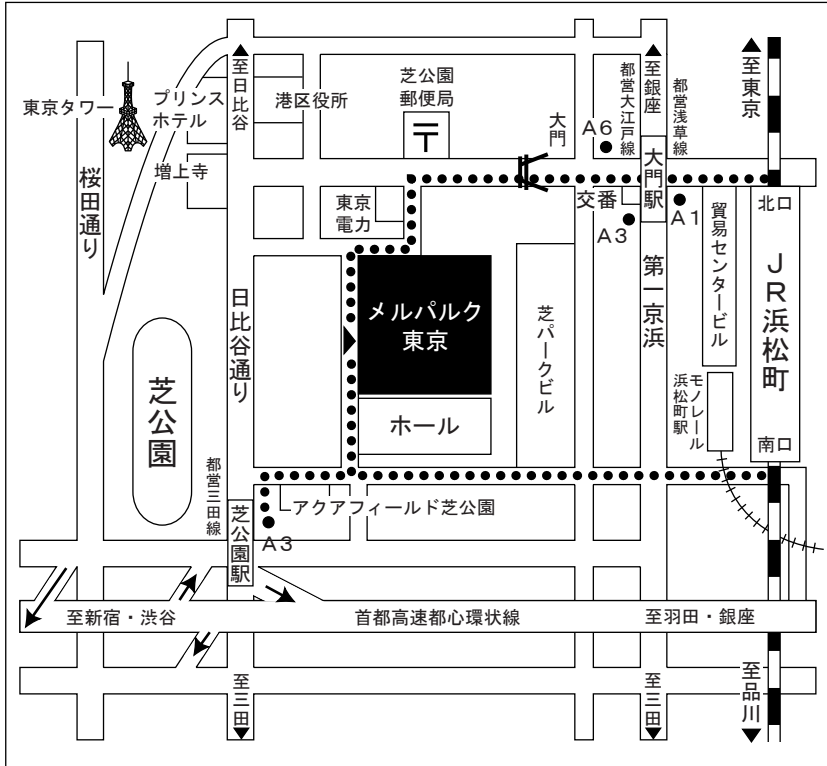
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
片山靖浩	平成18年5月 当社取締役 平成20年3月 当社常務取締役 現在に至る
安田育生	平成17年5月 当社社外取締役 現在に至る
吉田就彦	平成17年5月 当社社外取締役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲の間



会場まで

- JR
浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール
浜松町駅（北口）から徒歩8分
- 地下鉄
芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分
大門駅（都営浅草線、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分
A6出口から徒歩4分
A1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。